

危険木等事前伐採推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、危険木等事前伐採推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1)「危険木等」とは、災害、枯損又は過度な成長等により倒伏等の危険性が高い木竹であり、かつ、倒伏等により道路、公共施設、河川、電気設備、又は情報通信施設に影響を及ぼし孤立集落、停電、通信障害の発生など住民生活へ大きな影響を及ぼす恐れのあるものうち、国、地方公共団体又は公共的団体が管理していないものをいう。
- (2)「事前伐採」とは危険木等の予防的な伐採、搬出及び処分(以下「伐採等」という。)をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、台風や大雪等による倒木に起因する孤立集落、停電及び通信障害等の発生を未然に防止するため、森林内等における危険木等の事前伐採を推進することを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、同表の第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で、同表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下の補助金を交付する。

- 2 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、危機管理部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 重大な内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類（以下「報告書に添付すべき書類」という。）は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産処分の承認)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 事業名	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
危険木等 事前伐採 推進事業	市町村	令和5年4月1日以降に事業実施主体が行った、次に掲げる費用。ただし、当該危険木等の事前伐採に関連する施設管理者等が費用を負担する場合は、その負担金額を補助対象経費に含めない。 (1) 事業実施主体が行う事前伐採に要する費用（調査費及び作業費（委託を含む）） (2) 住民等が行う事前伐採に要する費用に対し事業実施主体が支給する補助金等	1/2	1か所当たり 1,000千円

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度危険木等事前伐採推進事業補助金実施計画（実績報告）書

1 申請者の概要

市町村名	
担当者所属・職・氏名	
電話番号 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
メールアドレス	

2 事業計画（実績）

別添様式第1号別紙（実施箇所一覧表）のとおり

様式第1号別紙（実施箇所一覧表）

番号	実施箇所の名称 (地区等)	実施主体	施工者	伐採等 本数	全体事業費	事業費の負担区分					摘要	
						県補助対象			県補助対象外			
						県補助金	市町村負担分		事業者等負担	その他		負担事業者名
市町村補助 金等	その他											
計												

※伐採等本数について、記載が難しい場合は、伐採等の施工距離又は面積等を記載すること
 ※補助金実施計画書については、実施箇所ごとに、箇所図等伐採等の範囲が分かる書類及び写真等施工前の状況が分かる資料を添付すること
 ※補助金実績報告書については、実施箇所ごとに、箇所図等伐採等の範囲が分かる書類及び写真等施工後の状況が分かる資料を添付すること
 ※実績報告について、補助金の確定通知、実施主体と施工者の委託契約及び請求書等、箇所ごとの支出状況を証する書類を添付すること
 ※実績報告について、事業実施に係る承諾書等所有者の同意があったことを示す書類を箇所ごとに添付すること

収支予算 (決算) 書

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算 (決算) 額	摘要
補助金		
自己負担額		
その他		
計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注/支給先	予算 (決算) 額	摘要
計			

- (注) 1 収入及び支出については、県補助対象経費に係る事項について記載すること。
 2 補助対象経費について、施工に当たり県外事業者への発注を予定している場合は、様式第2号別紙「県外発注理由書」に記載の上、収支予算 (決算) 書とあわせて提出すること。
 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない)

県外発注理由書

経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、県外 発注で無ければならない理由

様

職 氏 名

年度危険木等事前伐採推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度危険木等事前伐採推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、危険木等事前伐採推進事業補助金交付要綱（令和5年7月11日付第202300099281号鳥取県危機管理局長通知。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号 (第8条関係)

番 号
年 月 日

様

職 氏名

〇〇年度 危険木等事前伐採推進事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定があった補助金について、危険木等事前伐採推進事業補助金
交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要県補助金返還相
当額)
金 円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付してください。